

質問要旨 国東市と本市の基金運用利率の差の理由、
一時的な資金不足が生じた場合の調達先はどこか。

答弁要旨

国東市では、平成24年度から債券による運用を行っており、現在、新たに発行される債券と比較すると、比較的金利の高い債券を多数保有するなど、債券の利息収入だけでも約1.3%前後の運用利回りとなっていると聞いております。

また、債券を満期まで保有することなく、中途売却して売却益を計上する運用を行っているのに対し、本市では満期まで保有する運用を行っていることが、運用方法での大きな違いとなっております。

金利が右肩下がりの下落傾向にある場合では、取得した債券を中途売却した際、満期まで保有するよりも売却益を一括で得ることができるというメリットがあります。

(次ページへ続く)

一方、金利が右肩上がりに上昇した場合は、元本割れを起こすリスクを伴っていることから、本市においては債券を中途売却することなく安全性を重視し、満期保有による運用を行うこととしております。

次に、一時的に資金の不足が生じた場合の対応につきましては、本市では、主要3基金や下水道事業会計の資金を活用する繰替運用を行って対応しております。

以上

質問要旨

平成27年度包括外部監査結果報告書にある非強制徴収公債権と私債権(指定管理者委託分を除く。)の平均収納率、未収納合計金額及び不納欠損合計額はどのようになっているのか。

答弁要旨

平成27年度包括外部監査結果報告書に掲載されている11種類の非強制徴収公債権につきましては、調定額の合計が6億9,596万5千円、収納額の合計が6億5,391万8千円、収納率を平均化しますと94.0%となっております。また、未収金額の合計は、3,966万5千円であり、不納欠損処理を行った額の合計は、238万2千円でございます。

同じく平成27年度包括外部監査結果報告書に掲載されている25種類の私債権のうち指定管理者に事務を委託している4債権を除いた21種類につきましては、

(次ページへ続く)

調定額の合計が18億2,349万2千円、
収納額の合計が3億8,937万2千円、
収納率を平均化しますと21.4%となっております。
また、未収金額の合計は、13億9,365万5千円
であり、
不納欠損処理を行った額の合計は、4,046万9千
円でございます。

以上

質問要旨

収支報告を行っている45事業と行っていない156事業の違いはなにか。

答弁要旨

業務委託契約は、業務の完了をもってその対価を支払うものであり、業務が適正に履行されたかどうかを完了実績報告書等において確認を行っていることから、^{基本的には}収支報告書の提出は求めておりません。

ただし、債務が確定し、かつ、その履行期が到来しているという、支出の原則に対する特例である「概算払い」で契約する場合は、尼崎市財務規則で定めるところにより、業務完了後に精算書を作成しなければならないこととされております。

業務委託契約のうち、当初に概算払いを行い、業務完了後に精算行為が伴うものや、県の補助要綱に収支報告書の提出が義務付けられているものなどについては、収支報告書の提出を求めているものでございます。

以上

質問要旨 債券を用いたラダー型運用開始時に債券の
売買も検討したのか

答弁要旨

国東市における債券の運用方法としましては、債券の中途売却を積極的に行っていると聞いておりますが、本市におきましては、毎年償還される元金をあらためて長期運用し、基本的に満期まで保有する運用方法である、いわゆる「ラダー型運用」を平成26年度から行っております。

また、当初、債券の中途売却についても検討は、いたしました。金利が右肩上がりに上昇した場合には、元本割れを起こすリスクを伴う恐れがあることから、安全性をより重視した満期保有を基本とするラダー型の運用を行うことと致しました。

以上

質問要旨 ラダー型運用を選択するメリット、決定理由
は何か。

答弁要旨

先ほどもご答弁いたしました。が、債券を用いた「ラダー型運用」では、毎年償還される元金をあらためて長期運用し、基本的に満期まで保有するため、利率の異なる複数の債券を保有することとなり、市場の金利変動リスクに対応することが可能となるなどのメリットがあることから、ラダー型運用を行うこととしたものでございます。

以上

質問要旨 債券を用いたラダー型運用を行う以前の基金運用は主にどのようにしていたのか。

答弁要旨

主要3基金については、大口定期などの預金運用や、外郭団体などへの貸付などによる運用を行うほか、年間を通じ、歳計現金の不足が特に年度の下半期に常態化していることから、その際に繰替運用としての活用なども行ってきたものでございます。

以上

質問要旨 ゼロ金利政策が行われた時点で、基金を効率よく運用できるかの検討はされたのかどうか。

答弁要旨

ゼロ金利政策とは、バブル崩壊後、経済状況が悪化する中、平成11年(1999年)2月に、日本銀行が短期金利をできるだけ低めに推移するよう促すことなどを行った金融政策のことで、平成12年8月まで実施されました。

当時の尼崎市の状況と致しましては、平成11年度末時点の主要3基金の残高が約74億円しかなく、歳計現金の一日あたり資金不足の最高額も約252億円と多額で、銀行から一時的に資金を借り入れている状況であったことから、恐らく現在のラダー型運用のような基金運用方法の検討を行える状況ではなかったものと推測しております。

以上

質問要旨 今後金利が上下する中、今回のような機会損失とならないように、いつ誰が判断するかの仕組みづくりについてどう考えているのか。

答弁要旨

金利については常に変動しており、市場の動向が不透明な状況であります。銀行や証券会社、地方公共団体金融機構などの金融の専門家から様々な情報提供を受けるほか、企画財政局、会計管理室など、関係部局による会議を定例的に開催し、公金の適切かつ有効な管理運用について協議を行っているところでございます。

こうしたことから、債券を用いたラダー型運用のように、適時、適切と思われる運用を行ってきたところであり、今後におきましても、市場の動向が不透明な現状に対処しつつ、安全・確実性を保った上で、可能な限り運用収益を増やしてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 自治体のファイナンス(資金調達・資金運用)についてどう考えているのか。

答弁要旨

ファイナンスのうち、資金調達につきましては、会計年度を越える長期の借り入れである市債と、支払い資金の一時的な不足に対応するための一時借入金がございますが、ともに支払い利子を抑えることと、資金の安定的な調達を行うことが基本的な考え方であると考えております。

次に、資金運用につきましては、元本の安全性の確保と流動性を原則とした運用を行っており、繰り返しにはなりますが、今後とも、市場の動向が不透明な現状に対処しつつ、安全・確実性を保った上で、可能な限り運用収益を増やしてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

自力執行権がない債権についての催告や納付相談は誰が行っており、人手は足りているのか。

答弁要旨

それぞれの債権の催告や納付相談に係ります体制につきましては、それぞれの債権の性質や状況等を踏まえまして、業務に見合った数の本市職員を配置しているものでございます。

以上

質問要旨

サービサー(債権回収業者)を成功報酬制で導入した場合、常時の経費が必要ではないことから、費用対効果が非常に高いと考えるが、当局の見解はどうか。

答弁要旨

議員ご指摘のサービサーとは、債権管理回収業に関する特別措置法 第2条第3項に規定する「債権回収会社」でございますが、この債権回収会社には、法律上、市の保有するすべての債権の回収を委託することができるものではなく、一定の条件を満たした債権に限定されているものでございます。

こういった法令の規定と、本市の債権の状況を照らし合わせますと、本市の債権の状況等によりましては、サービサーがなじまないものもあると考えております。

しかしながら、仮に議員ご指摘のような成功報酬型のサービサーの委託をした場合、費用対効果といった観点からは、一定の効果が期待できる可能性もござ

(次ページへ続く)

いますため、今後、債権徴収のアウトソーシングの一環として研究を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

サービサー(債権回収業者)については、専門業者として債権の回収に効果的であるとは考えないのか。対象をしぼって導入することはしないのか。

答弁要旨

債権管理回収業に関する特別措置法

に基づきまして、債権回収業者に法的手段の実施も含めて債権の回収を委託した場合、当然ながら債権回収業者が専従的に携わることになるものでございます。

しかしながら、まずは債権管理条例を制定いたしまして、全庁的に統一的なルールと考え方のもとに、債権徴収に注力していくことが必要であると考えております。

そうしたことから、債権回収業者の導入につきましては、債権徴収の効果的な手法であるかどうかといったことも含め、債権徴収のアウトソーシングの一環として研究を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

債権管理条例の制定後ではなく、条例の制定前にサービサー(債権回収業者)の先行的な導入をしない理由はどこにあるのか。

答弁要旨

(先ほどもご答弁申し上げましたとおり、) まずは債権管理条例を制定いたしまして、統一的なルールと考え方を庁内で共有して債権回収に注力していくことが必要であると考えております。

そうしたことから、債権回収業者の導入につきましても、債権徴収の効果的な手法であるかどうかといったことも含め、債権徴収のアウトソーシングの一環として研究を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

効果が見込まれるサービサー(債権回収業者)の速やかな導入をしないことは機会損失に当たり、税金の無駄といわざるをえないが、債権管理条例を制定する前からサービサー(債権回収業者)を採用しない理由はどこにあるのか。

答弁要旨

先ほどご答弁申し上げた債権管理回収業に関する特別措置法 に規定しているサービサー が回収できる債権は、貸付金に限定されておりますことから、もとより本市のすべての債権の回収をサービサーに委託することができるものではございません。

こうしたことから、本市の貸付金のうちサービサーに回収を委託することが可能なものにつきましては、債権管理業務のアウトソーシングの手法として、債権管理の統一的なルールを定めた債権管理条例を制定した後に、その条例に照らし、適正な債権管理の手法を検討するなかで、その適否の研究を行ってまいりたいと考えております。(以上)

質問要旨

債権管理条例の制定後に検討を始めた場合、2～3年の時間を要することとなるが、条例の制定後にサービサー(債権回収業者)の導入をすることは、対応として遅いのではないか。近日中に検討・研究を行わないのか。

答弁要旨

先ほどもご答弁申し上げたとおり、まずは、債権管理条例を制定するなかで、全庁的に統一的なルールと考え方のもとに、適正な債権の管理に向けて、ご指摘をいただきました債権回収業者への委託を含めまして、十分な議論と研究を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、債権回収業者の導入時期をいつにするかといった点につきましては、委託先となる債権回収業者の能力の実証や本市の債権の性質の分析などに時間を要するものでございますことから、現時点ではお約束できるものではございません。

以上

質問要旨

500万円以上の所管課で行っている業務委託については、先ほどの考え方で全て処理されているのか。

答弁要旨

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、委託契約において、精算行為が伴うような契約などについては、収支報告書の提出を求めており、それ以外については、収支報告書の提出は求めておりません。

27年度に所管課で契約している業務委託については、この考え方で処理されていると考えております。

以上

質問要旨

精算行為を伴う契約かそうでないかは、どのように判断されるのでしょうか。

答弁要旨

一般的な業務委託契約は、あらかじめ定められた対価を業務の履行完了をもって支払うことから、完了時に業務が適正に履行されたかどうかの視点で確認を行っております。

しかしながら、契約の中には、行った事務処理の量に応じて対価を支払うものがございます。

このような契約は契約締結時に債務が確定しないため、その処理した数量等に応じて委託料を支払う精算行為が必要となります。

したがって、精算行為を伴う契約かどうかは、契約締結時に債務が確定しているかどうかで判断することになります。

以上

質問要旨

営利を目的とした事業者ではなく、市が補助金を交付していたり、営利を目的としていない相手方との契約の場合には、収支報告を求めてもよいのではないかと考えるがどうか。

答弁要旨

先ほどご答弁申し上げましたとおり、業務委託の内容が精算行為を必要とする契約であれば、収支報告を求める必要があると考えており、契約の相手方によって、収支報告の有無を判断する考えはありません。

以上

質問要旨

「契約事務の手引き」や「財務会計の手引き」において、業務委託の履行の確保について、収支報告の提出を求めるべき委託内容を明確に示す必要があると考えるがどうか。

答弁要旨

精

算行為を必要とする契約については、収支報告の提出が必要です。

現在は「契約事務の手引き」にそのような記載がされていないため、「財務会計の手引き」に記載されている支出の原則や「概算払い」を含む支出の特例といったことについても記

述

してまいります。
改訂し

以上